

## 〔極真会館野中道場規約〕

平成20年8月1日 制定・施行

本規約は、極真会館野中道場（以下「当道場」といいます）の会員等に関する事項を定めるものです（以下「本規約」といいます）。

### 第1章 会員・入会

第1条 会員とは、別途当道場が定める手続きにより当道場への入会を申し込み、当道場がこれを承認した方をいいます。（以下、会員といいます）。

第2条 入会希望者は、本規約及びその他当道場が定める規則（当道場の利用等、当道場に関する何らかの事項を定めたものであれば含まれ、また「プライバシーポリシー」等の名称の如何を問いません。（以下「その他規則」といいます）すべてを承諾のうえで当道場への入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその他の規則を承認したものとみなします。

第3条 当道場は、入会の申し込みがあった後、必要な審査・手続きを経て、入会を承認できます。当道場は、不承認とした場合であっても、これにつき一切法的責任を負担しません。当道場は、上記の審査・手続きの内容及び結果につき、入会希望者に一切開示しません。入会希望者は、上記の不承認又は審査・手続きの内容・結果などについて、如何なる法的手続きを通じても、争わないものとします。

なお、以下の方々は、当道場に入会できません。

- ① 心臓・頭部・神経等に疾患のある方。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する方については除きます。
- ② 暴力団構成員及びその他当道場の他の会員の円滑な施設利用に支障をきたす等、当道場が不適当と認める方。
- ③ 注意すべき持病のある方は、当道場の入会申し込み前に、申し出るものとします。

第4条 疾患のある方については、当道場が要求した場合、当道場への入会申し込みの際し、主治医の診断書等を提出して頂きます。

第5条 会員は、スポーツ安全保険に加入するものとします。

### 第2章 入会金・月謝の支払い等

第6条 当道場への入会申し込みの際し、会員は、入会金及び申し込みをしたコースの最初の2カ月分の月謝並びにその他必要な用具代金を現金で支払うものとします。

第7条 月謝は日割りをしません。よって、入会申し込みの際し支払われる月謝は、当道場の使用開始日の属する月の月末までに対応する月謝となります。

第8条 月謝の支払いは、会員が当道場へ「預金口座振替依頼書」を提出し、会員の指定口座から毎月27日（休日の場合は翌営業日）に翌月分として引き落としされる方法で行うものとします。但し、上記「預金口座振替依頼書」の提出日次第で翌月分の月謝引き落とし登録が間に合わない場合がありますが、この場合は、会員は、月初めに現金で当道場に支払うものとします。

第9条 会員の指定口座の残高不足又はその他不備により上記引き落としができなかったときは、すみやかに現金で支払うものとします。

第10条 月謝の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。

第11条 退会、休会又はコース変更に伴い月謝金額が変更になる場合、会員はそれらの事情が発生する前月10日までに、当道場指定の書面で申し出るものとします。会員が上記期限までに上記申し出をしなかったことによる不利益（次月以降の分の月謝が引き落とされてしまった場合を含みますが、これに限られません）は、全て会員が負担し、よって当道場には請求することはできないものとします。

第12条 現金払い又は口座引き落とし等により入会金又は月謝等の名目で当道場に支払われた金員は、如何なる理由があっても、返金されませんし且つ他の支払いへの充当（相殺）をすることもできません。

### 第3章 当道場の利用

- 第13条 会員は、自己の責任と危険負担において、当道場を利用するものとします。
- 第14条 会員は、自らの健康を管理して、良好な健康状態で、練習参加等当道場を利用するものとします。
- 第15条 各道場では、当道場指定の指導員の指示に従うものとするほか、各施設の利用規約に従って利用するものとします。
- 第16条 会員は、当道場の事前の承認なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- 第17条 会員は、当道場の入居する建物のうち当道場以外の区域その他当道場が指定する区域には、立ち入ることができないものとします。
- 第18条 当道場内へ酒類を持ち込んだり、酒気を帯びた状態で当道場を利用してはならないものとします。但し、練習以外で当道場主催の行事等が行われる場合は、この限りではありません。
- 第19条 練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当道場の利用後、許可を得て置いていくものについても当道場は一切の責任を負いません。

### 第4章 当道場の責任など

- 第20条 会員が当道場の施設の利用中（練習中、試合中も含みますが、これらに限りません）に発生した盗難、けんか、ケガ等の事件・事故について、当道場は一切の責任を負いません。会員による当道場の施設の利用中でなくても、当道場内外で起きた盗難、けんか、ケガ等の事件・事故についても、同様に当道場は一切責任を負いません。よって、会員は当道場、その役員、従業員、業務受託者又はその他関係者（以下「当道場ら」と総称します）に対し、上記事件・事故について損害・損失（治療費、通院費、慰謝料、損失補償等を含みますが、これらに限りません）の賠償その他法的請求をすることができません。
- 第21条 会員が当道場内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は、当道場に対し、補修、取替及び移設時の運賃等の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- 第22条 会員の作為若しくは不作為の行為に基づき又はこれらに関連して当道場らは何らかの損失又は損害（第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、損失金等を含みますが、これらに限りません）を被った場合、その会員は当道場らに対し損害及び損失を賠償するものとします。
- 第23条 当道場は、会員から得た個人情報会員を管理、国際空手道連盟 社団法人極真会館への登録以外の目的で使用することは一切ありません。

### 第5章 利用停止・除名・閉鎖

- 第24条 当道場は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、当道場の利用の一時停止又は除名をすることができます。
- ①当道場の理念に反する行為、行動が認められたとき。
  - ②当道場の設備又は備品を故意又は重大な過失により毀損又は紛失させたとき。
  - ③本規約又はその他規則に違反したとき。
  - ④当道場若しくはその他当道場らの一部の名誉・信用を毀損しまたは秩序を乱したとき。
  - ⑤会員として品位を損なうと認める非行があったとき。
  - ⑥心臓・頭部・神経等に疾患があることが判明したとき。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除きます。
  - ⑦暴力団構成員及び当道場の他の会員の円滑な施設利用に支障をきたす等、当道場が不相当と認めたとき。
- 第25条 前条の理由その他により、除名となった者は、当道場及び当道場を通じて得た資格等に関する一切の権利を失うものとします。

第26条 当道場は、次の事由により当道場の施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することができます。この場合、当道場は、会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当道場の業務遂行に支障があるとき。
- ② 当道場又は当道場の入居する建物の施設の改造又は補修工事の実施のとき。
- ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 第6章 その他

第27条 会員は、当道場の書面による事前の承諾なくして、本規約又はその他規則に基づく契約上の地位、権利（会員資格を含みますが、これに限られません）、利益、債権、債務又は義務の全部又は一部を、譲渡、担保設定又はその他如何なる態様でも処分してはなりません。

第28条 会員は、本規約若しくはその他規則又は当道場の利用に基づき又はこれらに関連して取得し若しくは取得し得た当道場ら又は第三者の情報を、当道場の事前の書面による承諾なしに、漏洩又は開示してはなりません。

第29条 本規約又はその他規則は、会員の了承又は会員の通知なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員はこれを予め承諾します。本規約又はその他規則の追加、削除又は変更は、追加、削除又は変更後の本規約又はその他規則が当道場内に備置された時点で効力が発生するものとします。

第30条 本規約又はその他規則に基づき又はこれらに関連する一切の紛争に関する第1審の専属的合意管轄裁判所は、札幌第一地方裁判所とします。

第31条 本規約又はその他規則に定めていない事項及びその他当道場の利用に関する詳細事項は、当道場が定めるものとします。

第32条 本規約の施行前からの当道場の会員についても、本規約及びその他規則は当然に適用されるものとし、当該会員はこれを承諾したものとみなします。本規約及びその他規則は、それらが当道場内に備置された時点で、効力が発生するものとします。